



流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例

平成18年4月1日施行

市民及び土地所有者等が一体となって路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを防止することにより、歩行者等の安全の確保及び市内の環境の美化の推進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的としています。

市内の道路で喫煙することを禁止しています。

市内の道路での喫煙(重点区域以外における携帯用の灰皿等を使用する場合は除く)及びポイ捨てを禁止しています。

流山市路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域

快適な生活環境を確保することが特に必要であると認める区域を「路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域」として、南流山駅・江戸川台駅・流山おおたかの森駅周辺を指定しています。

重点区域内での喫煙は過料を徴収します!

重点区域内では、携帯灰皿を使っての喫煙も禁止です。路上喫煙指導監視員の指導勧告に従わない場合は、2,000円の過料を徴収します。

指定喫煙場所

重点区域内では、指定喫煙場所を設置しています。喫煙をする場合は、指定喫煙場所を利用してください。

市内全域で、
路上喫煙が禁止になりました。



流山市 環境政策課

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
TEL 04-7150-6083 FAX 04-7150-2862

えこらいふ 特別号

SMOKER's
R U L E S

快適なまちをめざして

市はこれまで、公共の場所における喫煙に対し、市民の方から多数いただいたご意見ご要望を反映しながら、快適に過ごせるようなマナー向上を促し、環境美化に取り組んできました。

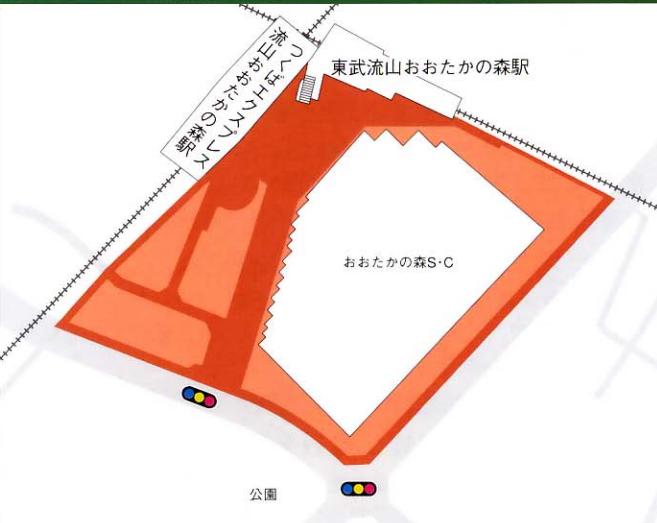
平成18年4月1日からは、「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」によりまして、マナーからルール化へ移行しました。

市民の皆様や駅利用者などに、路上喫煙やポイ捨て禁止について啓発するため、横断幕やポスターを掲示するとともに、「路上喫煙監視指導員」による市内各駅での啓発・指導も実施しています。



流山市路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域内での喫煙は、指導・勧告に従わなかった場合は、2,000円の過料を徴収します。

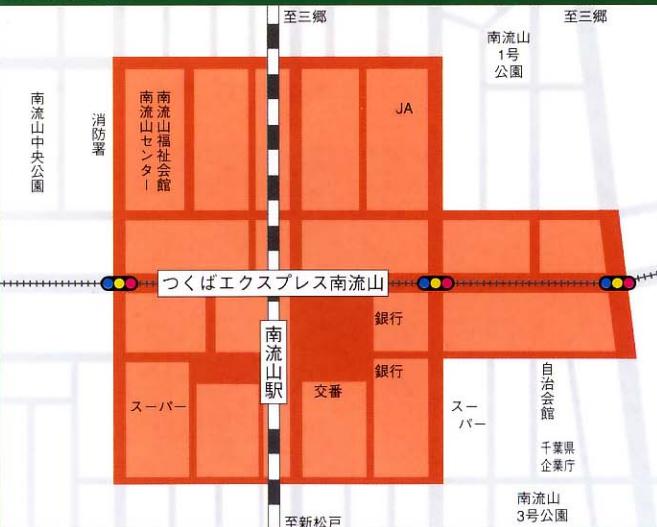
流山おおたかの森駅南口周辺



江戸川台駅周辺



南流山駅周辺



● 重点区域で、路上喫煙監視指導員がパトロールを行います。また地域の方々、警察、関係行政機関とも密接に連携、協力して取り組んでいきます。

重点区域とは？

流山市内の中で乗降客数の多い駅、なおかつ通勤通学などで往来がはげしくタバコの火や煙により危険と迷惑が生じる恐れのある場所を、路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域に指定しました。

路上喫煙は危険がいっぱい！



吸殻の散乱、ぼやの危険

- 吸殻が散乱し、まちの美観が損なわれます。
- ポイ捨てされたたばこが失火の原因になった事例があります。

すれ違いざまの火傷、衣服の焼け焦げ

- 大人の手の高さは、子供の目の高さとほぼ同じです。
- 服に焼け焦げができる事例もあります。

煙やにおいによる不快感

- 歩きながらたばこを吸うと煙は後ろに流れしていくので、後ろを歩く人はその煙を吸い続けることになります。

受動喫煙による被害

- 非喫煙者がたばこの煙に触ると、目や鼻、喉の粘膜が刺激され、咳やくしゃみが出たり、頭痛が起ることがあります。

みなさまのご理解とご協力を願っています。